

令和5年陸別町議会第2回臨時会会議録（第1号）

招集の場所	陸別町役場議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	令和5年8月25日 午前10時00分			議長	久保広幸
	閉会	令和5年8月25日 午前10時27分			議長	久保広幸
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
	出席 7人	1	濱田正志	○		
	欠席 0人	2	三輪隼平	○		
	凡例	3	渡辺三義	○		
	○ 出席を示す	4	工藤哲男	○		
	▲ 欠席を示す	5	中村佳代子	○		
	× 不応招を示す	6	谷 郁 司	○		
	▲④ 公務欠席を示す	8	久保広幸	○		
会議録署名議員	中村佳代子		谷 郁 司			
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局長 庄野勝政			主任主査 竹島美登里		
	法第121条の規定 により出席した者の 職氏名	町 長	本田 学			
町長の委任を受けて 出席した者の職氏名	副 町 長	今村保広	総務課長	丹崎秀幸		
	保健福祉センター次長	空井猛壽	総務課主幹	請川義浩		
教育長の委任を 受けて出席した者の 職氏名						
農業委員会会長の 委任を受けて出席し た者の職氏名						
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

◎議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3	議案第55号	令和5年度陸別町一般会計補正予算（第4号）

◎会議に付した事件

議事日程のとおり

◎開会宣告

○議長（久保広幸君） ただいまから、令和5年陸別町議会第2回臨時会を開会します。

◎諸般の報告

○議長（久保広幸君） これから、諸般の報告を行います。
議会関係諸般の報告については、諸般報告つづりのとおりでありますので、御了承願います。

◎町長行政報告

○議長（久保広幸君） 町長から、行政報告の申し出があります。

本田町長。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 6月22日、6月定例会以降、本日までの行政報告を申し上げます。

お手元にお配りしております書面のとおりの内容であります。書面のほか、口頭で1件、御報告申し上げます。

職員による酒気帯び運転による検挙でございます。

6月27日、午前1時過ぎ、20代の職員が北見市内において、酒気帯び運転により検挙されました。この職員は、同僚職員2人と北見市内の飲食店で飲酒し、帰宅するため自家用車を運転し、駐車場を出たところ検挙されたものです。

3人は、前日、26日、午後6時から職員親睦会による定期総会及び懇親会に出席しており、午後8時に懇親会が終わり、全員が一旦は帰宅しましたが、午後9時頃より3人で誘い合い、飲酒していなかった者が運転して北見市内へ向かったとのこと。

北見市内では、運転手も含めて全員が飲酒し、往路とは別の職員の運転で帰宅しようとして摘発を受けたものでございます。

日頃より、交通違反、飲酒運転防止を強く訴えてきておりましたが、このような大変残念なことが起き、皆様に深くお詫び申し上げます。誠に申し訳ありませんでした。

運転手につきましては、8月15日に釧路地方検察庁から呼び出しを受け、9月中旬に略式命令により刑事処分が確定する見込みでございます。行政処分につきましては、8月23日に酒気帯び運転により、免許取消処分が決定しております。

同乗者2人については、刑事処分、行政処分ともありませんでした。

町としては、8月24日に3名の職員について、陸別町職員賞罰及び賠償審査委員会による審議を経て、陸別町職員の交通違反及び交通事故に係る処分に関する基準に従い、運転手については、減給10%3か月、次期昇級なし、同乗者2人についても同様、減給10%3か月、次期昇級なしと決定したところであります。

今後は、職員研修などを通じて、安全運転はもちろん、公務員としての自覚を即し、信頼回復に努めてまいります。

以上で、行政報告を終わらせていただきます。

○議長（久保広幸君） これで行政報告を終わります。

◎開議宣告

○議長（久保広幸君） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（久保広幸君） 日程第1 議事録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、5番中村議員、6番谷議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定の件

○議長（久保広幸君） 日程第2 会期の決定の件を議題にします。

本件については、本日、議会運営委員会を開催し、本臨時会の会期について協議しておりますので、委員長より報告を求めます。

2番、三輪議員。

○2番（三輪隼平君）〔登壇〕 令和5年陸別町議会第2回臨時会の運営について、本日開催いたしました議会運営委員会において、慎重に協議しましたので、その結果について報告いたします。

本臨時会に、町長から提出のありました議案は、令和5年陸別町一般会計補正予算（第4号）の1件であります。

よって、議案の内容を総合的に勘案の上協議した結果、本臨時会の会期につきましては、本日1日間とすることに決定をいたしました。

以上のとおりでありますので、議員各位におかれましては特段の御理解と御協力をお願い申し上げます、報告といたします。

○議長（久保広幸君） お諮りします。

本臨時会の会期は、ただいま議会運営委員長からの報告のとおり、本日1日間とした

いと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日間とすることに決定しました。

◎日程第3 議案第55号令和5年度陸別町一般会計補正予算(第4号)

○議長(久保広幸君) 日程第3 議案第55号令和5年度陸別町一般会計補正予算(第4号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長。

○町長(本田 学君)〔登壇〕 議案第55号令和5年度陸別町一般会計補正予算(第4号)ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ866万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億9,704万1,000円とするものであります。

内容につきましては、副町長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願ひします。

○議長(久保広幸君) 今村副町長。

○副町長(今村保広君) それでは、議案第55号について説明させていただきます。

議案第55号令和5年度陸別町一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

それでは、歳出から説明いたしますが、まず、お手元の資料ナンバー1をご覧くださいまして、資料を基に説明させていただきたいと思ひます。

新型コロナワクチン接種については、特例臨時接種の実施期間が1年間延長となりましたことから、接種体制を継続してワクチン接種を実施するため、当初予算では、8月末までの実施分について予算計上していたところであります。今回の補正は、9月以降の接種分について補正するものでございます。

令和5年度のワクチン接種の国の実施方針でございますが、資料1の2番目の①、②、③とございますが、①につきましては、現在5月7日までということで終了しております。今回、補正に計上するのは、②、令和5年春開始接種の9月1日から9月19日までの分及び③の分、この部分を予算計上するということとなります。

なお、接種費用に係る自己負担はございません。

本事業の歳出額と同額の歳入がございます。接種費用分が国庫負担金で、その他の分の経費が全て国庫補助金で、10分の10の国の負担であります。

それでは、予算書5ページにお戻りいただきたいと思えます。

2番、歳出。

4款衛生費1項保健衛生費3目予防費10節需用費、消耗品費7,000円、こちらは予防接種に係る用紙等の費用となります。

11節役務費1万4,000円、こちらは郵送料等になります。

12節委託料864万5,000円、こちらは新型コロナウイルスワクチン接種分として、接種費用260万8,000円、あと相談・予約窓口業務として603万7,000円、補正予算で見込んでいる接種者は、最大1,306人の予算を計上する予定でございます。

続きまして、1番、歳入に移りますが、4ページをご覧くださいと思えます。

14款国庫支出金1項国庫負担金2目衛生費負担金、こちらは新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金ということで、接種費用相当分の負担金であります。

続きまして、同じく14款国庫支出金2項国庫補助金3目衛生費補助金、こちらは新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金ということで、それ以外の本事業に係る費用がこちらの対象となっております。

以上、歳入、歳出同額の予算計上とさせていただきます。

以上で、議案第55号の説明を終わりますので、以後、御質問によってお答えをさせていただきますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（久保広幸君） これから、議案第55号令和5年度陸別町一般会計補正予算（第4号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正の全般について行います。

事項別明細書は、4ページから5ページまでを参照してください。

質疑はありませんか。

6番谷議員。

○6番（谷 郁司君） コロナの関係でこれほど国のお金も使いながら、地方自治体もその体制に大変苦慮しているところだと思いますけれども、当初見込んでいた終息がない中で、こういう感じで予算化するわけなのですからけれども、今までの実績と言うのですか、簡単に言えば町民全体で1回打った人がいて、町民全体から見たら何%の接種なのか。今、6回目の人もいると思うのですけれども、その辺の回数についての町民の実施パーセントをちょっと説明願います。

それから、郵送の案内が1万4,000円ということは、先ほど副町長の説明では、今回の予算で接種する人は1,306人ということは、1万4,000円を83円と言うのかな、切手代で割ると168人程度しかならないのですけれども、家族であれば何人かなのかもしれないけれども、その辺ちょっと意味が分からないので、その辺ちょっと説

明願います。

いずれにしましても、今後、6回打っている人が、接種券わたされなければ受けないのかどうかのだけれども、まだ中には打ちたいという人も僕も聞いております。しかし、もう3回でいいよとか、そういうふうにして、あと回数あっても受けないよという人もいるという、そういうアンバランスの中で、実質的には今十勝全体でもコロナの感染が極端に増えているわけではないけれども、自然と終息に向かわないで感染している人たちがいると。個人的に私も罹りましたのですけれども、そういったような中でのこの取組について、今後の対策も含めて、国のやることですから、担当のほうとしてはどういう捉え方しているのか、その辺もちょっと説明願います。

○議長（久保広幸君） 空井保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（空井猛壽君） それでは、ただいまいただきました質問について御回答申し上げたいと思います。

まず1点目の回数別の人口に対する接種率でございますけれども、まず1回目を打たれた方が83.46%、それと2回目を打たれた方が83.32%、3回目打たれた方が72.09%、それから4回目を打たれた方が56.14%、5回目を打たれた方が35.79%、6回目打たれた方が17.92%となっております。

ちなみに、7月31日現在の数値でございます。

それから2点目の役務費郵送料1万4,000円、今回補正させていただく件でありますけれども、4月の段階で8月末までのこのコロナ接種に係る費用として専決処分をさせていただきまして、御了承いただいたところでございますけれども、規定予算に残額がございまして、9月以降に要する費用を算定しまして、残額のある分につきましては、それを引き続き活用するというので、今回不足の見込まれる1万4,000円を補正しようとするものでございます。

これにつきましては、消耗品についても同様の考え方であります。

それから、コロナワクチンに接種に関する今後の対策というところでの御質問でありましたけれども、接種の対象となる方につきましては、これまでもそうですけれども、町民の方、対象者全員に接種券のほうは発送をさせていただいております。しかしながら、議員おっしゃっていたとおり、それぞれ個々人の判断で打つ、打たないというのはやはり判断をして、御自分で決断をするというのが基本的なこのコロナワクチン接種に対する考え方でありまして、できる限り多くの方には接種をしていただきたいと思いますとおるところでございますけれども、そういった個人的な判断に基づいて接種をする、いわゆる任意接種となっておりますので、引き続き接種勧奨は努めていきたいと思っておりますし、町内回覧等でも定期的にコロナワクチンに関する情報提供をさせていただいておりますが、引き続きそういった形で町民の皆さんの接種勧奨に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（久保広幸君） 6番谷議員。

○6番（谷 郁司君） 今の説明で大体分かったのですけれども、回数が増えるにしたがって、接種をする人が、パーセントが下がってくるというのは、結局3回までで終わって、4回、5回打たないということになれば、その数字も連結してきて6回目は17%しかないというふうに理解するわけなのですけれども。いずれにしても、今まで、人類の歴史の中で、コロナのいわゆる病原体の不明なところというか、未知なところがあって、また、それを携わる医薬品を開発するのにもかなり時間がかかっているけれども、早急につくられたワクチンが果たして本当にこのコロナに対応できるのかというのは、これは陸別だけではなくて、国民全体が不安に思っているというか、不信感を持っている、そういう状況の中で、打つ、打たないはあくまでも本人の意思だと、個人の判断によるという、そういうことでもあろうかと思えますけれども。いずれにしても、私は前の5月の臨時議会のときも前副町長とも話しやり合ったのですけれども、基本的に結局、打った人、打たない人だけでもいいから感染率を記録したらいいのではないかと聞いたけれども、その追跡することもあまりされていないと。簡単に言えば十勝の保健所が元5箇所あったのが1箇所しかない、そういう保健所の役割を果たしていない状況の中でこういうことがされているということは、これから必ずしもコロナの病原体だけではなくて、人類にいろいろなウイルスが来る中で、やはりそういう体制では僕はまずいということは常日頃言っているわけなのですけれども、今回もこのようなワクチンの打ち方そのものも、簡単に言えば個人の判断に委ねるとは言えども、そういうものの体制がどうなのかと言ったら甚だ疑問に思う面があるので、私としては、今後後追い調査でもいいですから、ワクチン打った人が感染した、打ってない人がした、そういうデータをきちんと整理する必要があるのではないかと思うけれども、地方自治体に職員の少ない中でこういうことまでさせるということは大変難儀なことだと思いますけれども、今後のそういう感染対策のために必要かと思うので、そういう体制についての考え、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（久保広幸君） 空井保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（空井猛壽君） ただいまいただきました御意見ですけれども、まずコロナワクチンの有効性というところは、国の審議会等で議論をされて、採用されていると言いましょか、というところで、地方自治体にとっては、国から配分されたワクチンを接種するという手段でしかありませんので、そういった有効性等々に関しては、国で十分審議をされた上で、各自治体にワクチンが配分されているものと認識しておるところでございます。

それから、コロナワクチンを打った方がどのくらいコロナに感染したかという、陽性率みたいな話でございましたけれども、御承知のとおり、コロナが5類に分類された5月以降、それまで行われていた陽性者の全数調査というのがなくなりました。今はどうなっているかと言うと、指定された医療機関で発生した陽性者数を把握して、そこで国

民全体の数値を予測するというような形が取られているのではないかなと考えております。したがって、各町村においてどの程度の陽性者が発生しているかというのは、個々の自治体では当然全数把握もされていませんので、そういった国からの報告、道からの報告等も当然ございませんので、現状ワクチンを打たれた町民の方でどのくらいの方がコロナに感染してしまったのかという率については、残念ながら把握する術が現状ではないということを御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（久保広幸君） 質疑を続けます。ほかに質疑はありませんか。

5 番中村議員。

○6 番（中村佳代子君） それでは、子どもの低年齢児の接種についてお伺いしたいのですけれども、今、生後6か月からということですのでけれども、この低年齢の子どもたちは、小児科の看板を上げているところでの接種になると思うのですけれども、これは何歳から何歳までがその小児科で、何歳になったら陸別の町内の病院で受けられるのかお聞きいたします。

○議長（久保広幸君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時24分

○議長（久保広幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

空井保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（空井猛壽君） 大変申し訳ありませんでした。

ただいまの御質問、乳幼児に関する接種の関係であります。年齢の幅ですけれども、この乳幼児に当たる年齢が生後6か月から4歳までという区分になります。こちらにつきましては、町内ではなく、町外の医療機関、足寄町になりますけれども、足寄町の小児科を表号している医療機関に接種の委託をさせていただいているところでございます。したがって、5歳以上の年齢の方につきましては、町立の診療所のほうで接種が可能ということになります。

以上です。

○議長（久保広幸君） 5 番中村議員。

○5 番（中村佳代子君） 確認なのですけれども、4歳までの子は足寄の提携している病院でしか受けられないということですのでよろしいでしょうか。ごめんなさい、特定の疾患がない子の場合は。

○議長（久保広幸君） 空井保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（空井猛壽君） 特定疾患の有無にかかわらず、生後6か月から4歳までのお子様については、町がお願いしている足寄町の医療機関で接種をすることになっております。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第55号令和5年度陸別町一般会計補正予算(第4号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長(久保広幸君) これで、本日の日程は、全て終了いたしました。

会議を閉じます。

令和5年陸別町議会第2回臨時会を閉会します。

閉会 午前10時27分

以上、地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議長

議員

議員